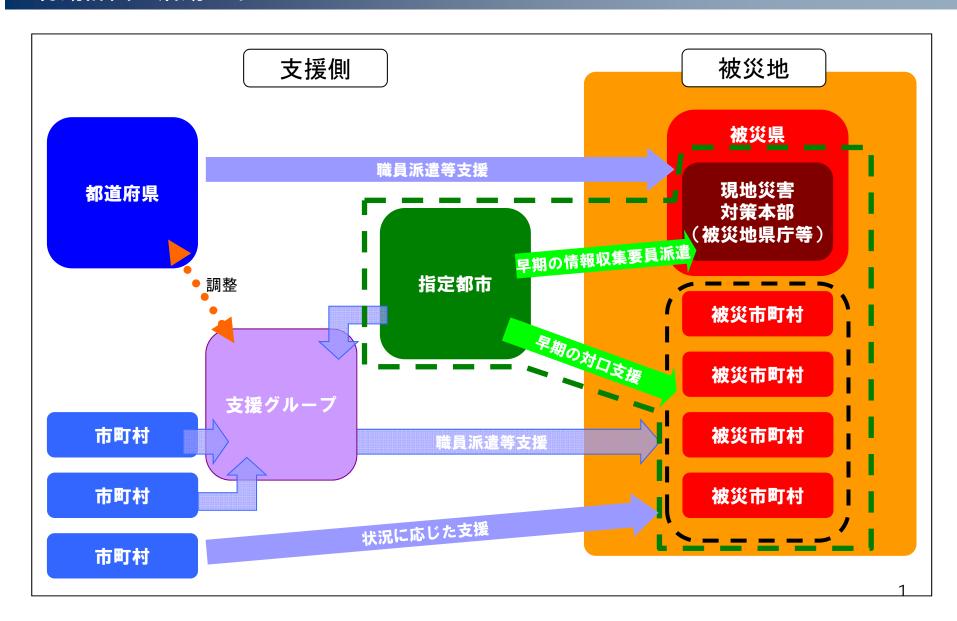
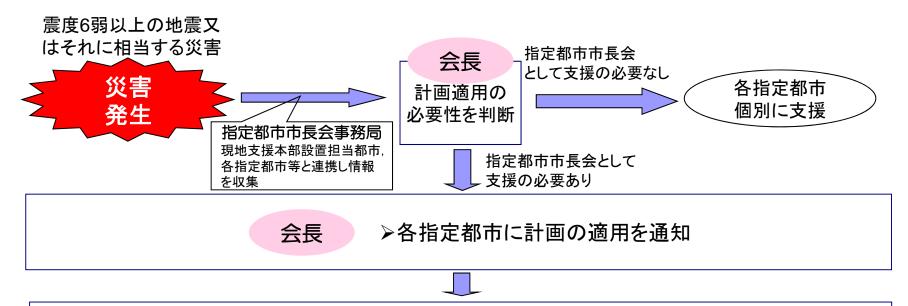
行動計画〈部会案〉の概要

行動計画の活動のイメージ



行動計画の適用と各本部の設置等支援体制の確立の流れ

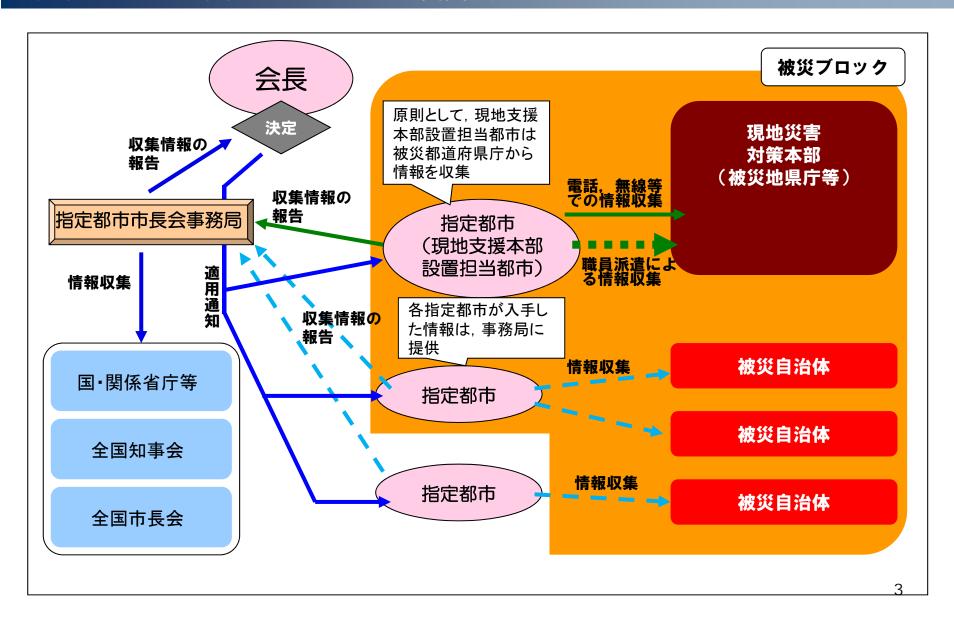


- 指定都市市長会事務局と各市東京事務所による中央連絡本部を設置し、関係団体等との 連絡調整・情報収集を実施
- 現地支援本部設置担当都市と支援隊派遣都市は先遣隊を被災地に派遣
- 現地支援本部設置担当都市は、現地支援本部の設置場所を指定。現地支援本部設置担当都市と支援隊派遣都市の先遣隊により現地支援本部を設置し、被災地の災害対策本部等との連携により支援に必要な調整を実施

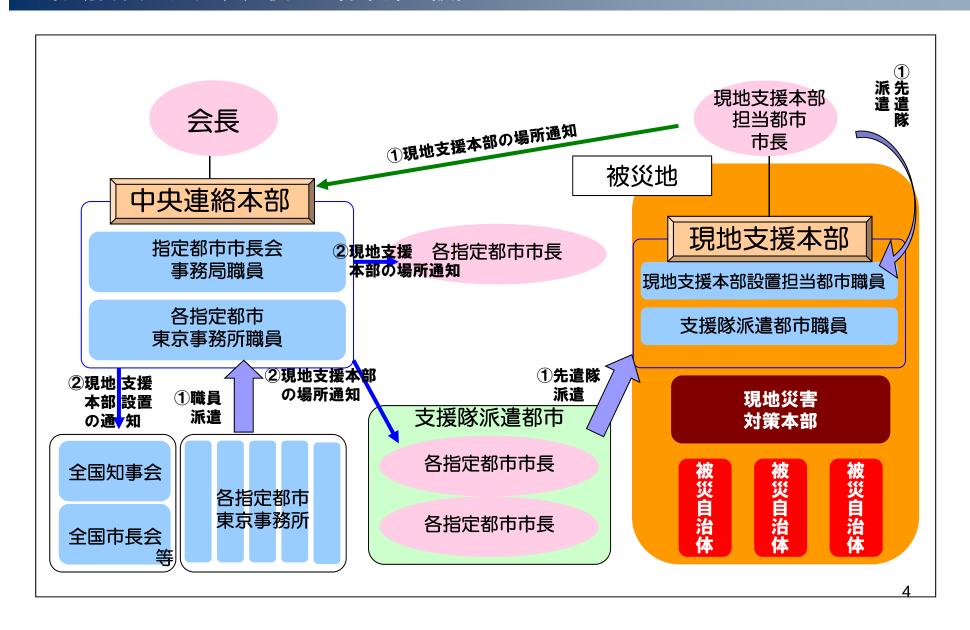


対口支援による支援体制の確立へ

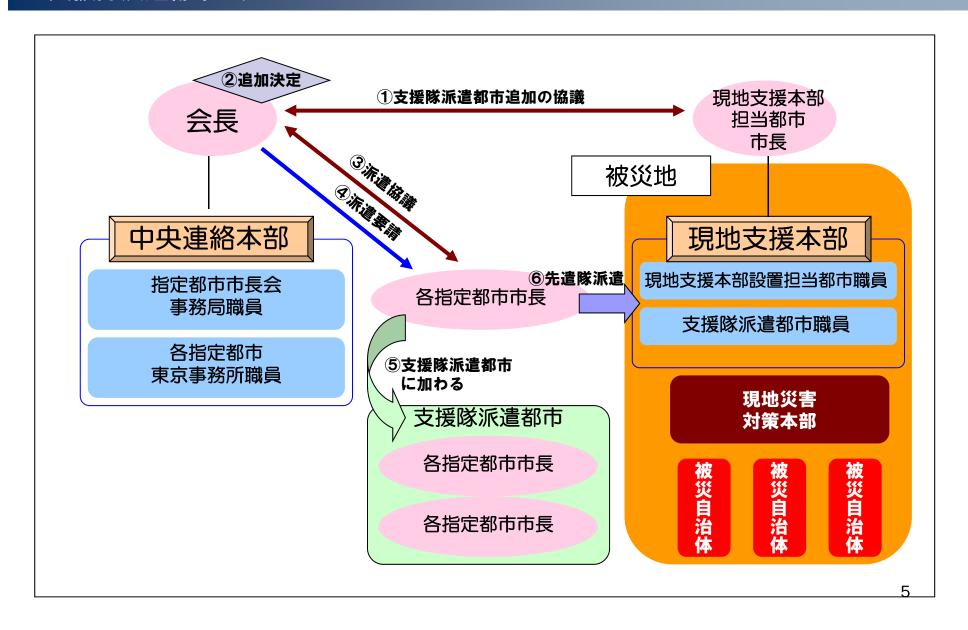
行動計画の適用決定までのイメージ(準備体制) (計画「3 災害発生時の準備体制」)



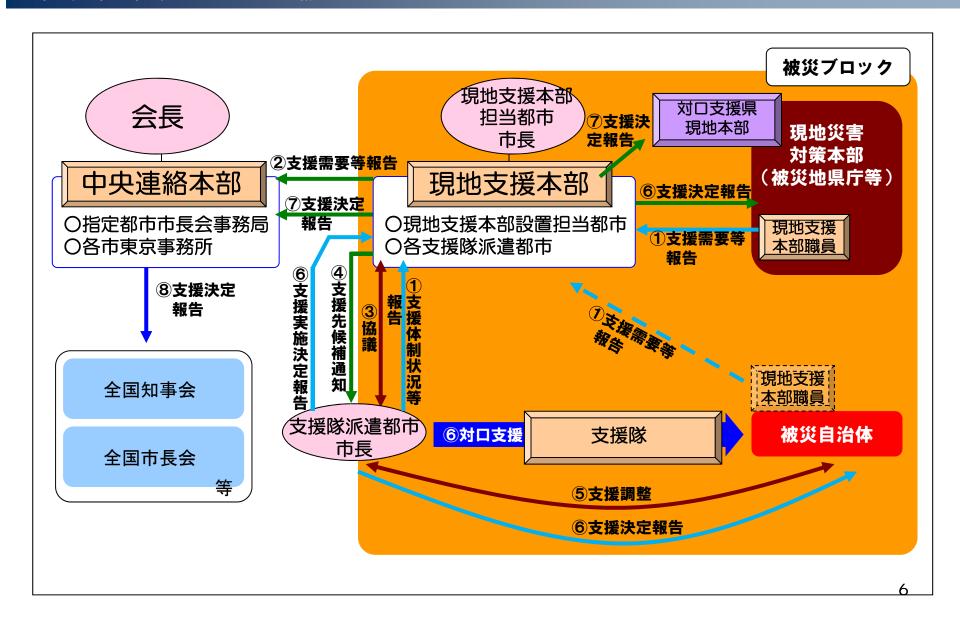
行動計画の適用決定後から各本部の設置までのイメージ(計画「4 計画が適用された場合の体制」)



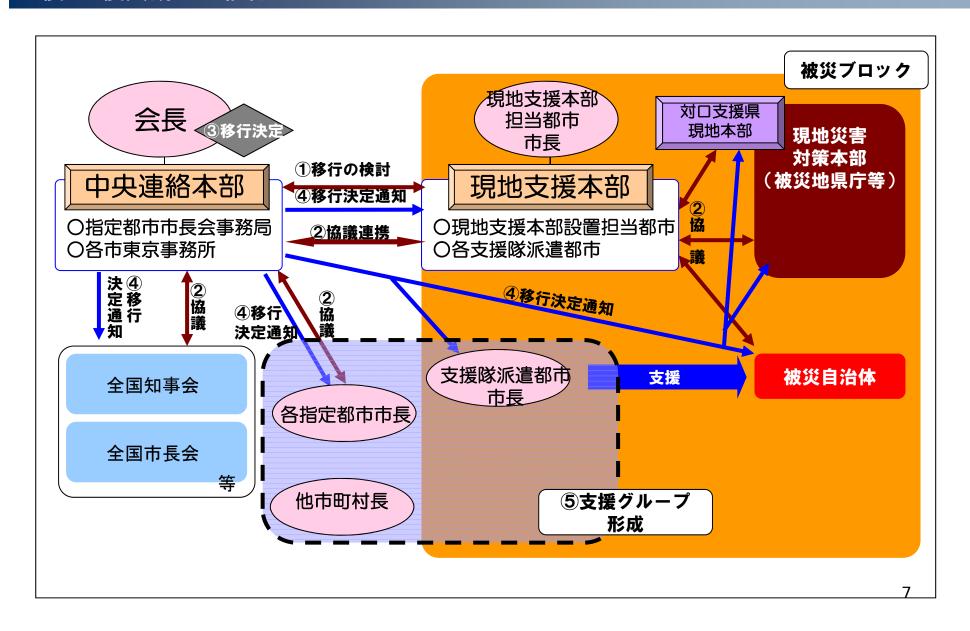
支援隊派遣都市の追加のイメージ(計画「4 計画が適用された場合の体制」)



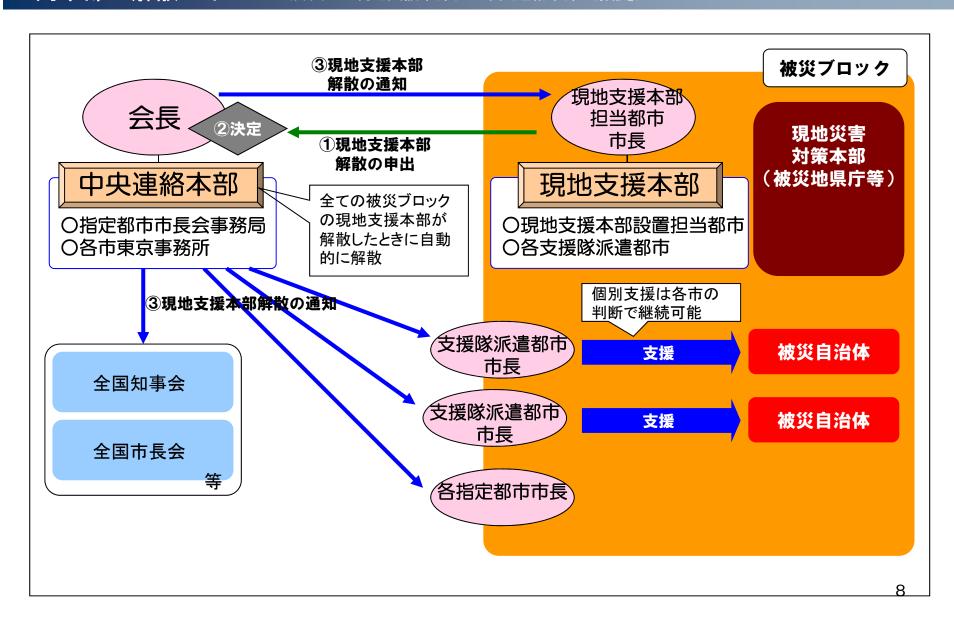
各本部の設置から個別支援までのイメージ(計画「5 支援の実施決定」)



復旧・復興期への移行のイメージ(計画「6 支援の実施及び復興期支援への移行」)



両本部の解散のイメージ(計画「7 現地支援本部及び中央連絡本部の解散」)



会長市等が被災したときの対応(計画「8 各指定都市及び事務局が被災した場合等の対応」)

- ◆ 会長市が被災し、この計画による会長の役割を果たすことが困難なときは、その 役割を副会長に委任し、副会長が中央連絡本部長を務める (委任の順位は、指定都市市長会の会長代行の順に同じ)
- ◆ 指定都市市長会事務局が被災し、中央連絡本部の設置ができないときは、会 長が別に設置場所を指定
- ◆ 現地支援本部設置担当都市が被災し、現地支援本部の本部長の役割を果たすことが困難なときは、会長が別表2に従い指定 (あらかじめ次順位及び次々順位を設定)
- ◆ その他被災により別表1及び別表2の割り振りによりがたいときは、会長(中央連絡本部長)が個別に判断し、別途割り振りを定める

経費負担(計画「10 経費負担」)

- ◆ 被災自治体に対する支援の経費
 - ◇ 法令の定めによることを原則
 - ◇ 被災自治体の負担を原則として、各指定都市と被災自治体で協議して決定

- ◆ 中央連絡本部・現地支援本部の運営

 - ◇ 各都市負担になじまない新たに必要な費用・・・・共同負担
 - ⇒中央連絡本部の人員は各都市負担とし、新たに必要となる機材等は共同負担とする。
 - ⇒現地支援本部は、必要な人員・機材等は各都市からの派遣・持参により運営すること を原則とするが、指定都市市長会で新たに調達する必要が生じた機材等に係る経費 で会長が別に定めるものについては共同負担とする。

•

公務災害補償(計画「11 公務災害補償」)

- ◆ 派遣職員の派遣先での負傷、疾病等
 - ⇒派遣した都市が公務災害として補償
- ◆ 派遣職員の派遣先での公務上第三者に与えた損害
 - ⇒派遣した都市が損害賠償



今後のスケジュール(案)

◆ 本部会後、必要な修正を行い各指定都市や関係機関と調整



◆ 次回部会において行動計画(案)の決定



◆ 市長会議への提案(行動計画の決定)